○厚生労働省告示第三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である財団法人東京顕微鏡院について、実施する製品検査の種類を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年一月十二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

登録検査機関の名称	変更後の製品検査の種類	変更前の製品検査の種類	変更の日
財団法人東京顕微鏡院	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査、細菌学的検査及び動物を用いる検査	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査	平成二十三年七月十九日

○農林水産省告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十二日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道函館市日浦町五六〇（国有林）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十二日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道函館市古部町二六四の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十二日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道足寄郡足寄町白糸二三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び足寄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十二日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道網走郡津別町字二又五七七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十二日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道富良野市字下フラヌイ一六九七の二地先・一六九七の九（以上一筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一六九七の一・一六九七の三・一六九七の四・一六九七の一三・一六九七の一五・一六九八の三・一六九八の三四・一六九八の三五・一六九八の三七・一六九八の三九・一六九八の四一・一六九八の四三・一六九八の四四（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九七の二、一六九八の四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下フラヌイ一六九七の二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一六九七の九（国有林）、一六九七の一・一六九七の二・一六九七の四・一六九七の一三・一六九七の一五・一六九八の三・一六九八の四一・一六九八の四二から一六九八の四四まで（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九七の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十二日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町字正和二五六の二・二五九の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十二日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字荷負二三の五・字二風谷一一〇の八・一一〇の九・一一八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇〇の三、一〇〇の四